

一般社団よりそいネットワークぎふ 給 与 規 程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人よりそいネットワークぎふの就業規則（以下「規則」という。）第7章賃金などの規程に基づいて、職員の賃金に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、規則第2条に定める社員に適用する。パートタイマー等就業形態が特殊な勤務に従事する者については適用しない。

第2章 賃金の計算および支払

(計算期間および支払日)

第3条 賃金は、1日から末日までの分を翌月10日に支給する。

2. 前項の賃金支給日が金融機関休業日にあたる場合は、前営業日に繰り上げて支給する。

(支払原則および控除)

第4条 賃金は通貨で、または銀行振込にて（社員の同意を得て本人の銀行口座に）直接、全額を支払う。

2. 前項にかかわらず、次に掲げるものは支払の際控除する。

- (1) 所得税
- (2) 住民税
- (3) 雇用保険料
- (4) 健康保険料
- (5) 介護保険料
- (6) 厚生年金保険料
- (7) 代表理事との協定で定めたもの

(賃金の日割計算)

第5条 賃金計算期間の途中において、雇い入れまたは退職した場合の賃金は次の計算により支給する。

- (1) 月給制賃金

$$\text{日割計算の額} = \frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{\text{賃金計算期間の暦日数}} \times \frac{\text{賃金計算期間における}}{\text{在籍暦日数}}$$

(欠勤・遅刻等)

第6条 欠勤・遅刻・早退・私用外出などにより所定労働時間の全部または一部を休業した場合においては、その休業した時間に対応する基本給および諸手当または月額給与は支給しない。

(計算の端数処理)

第7条 賃金計算において生じる端数の処理は、次のとおりとする。

- (1) 円未満の端数は四捨五入する。
- (2) 欠勤、遅刻等の不就労時間の計算は、当該賃金計算期間において時間数を合計し、30分未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。
- (3) 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当の計算は、当該賃金計算期間において各々時間数を合計し、30分未満の端数がある場合はこれを切り捨て、それ以上の端数がある場合はこれを1時間に切り上げる。

(退職者の賃金)

第8条 規則第21条により退職を命ぜられた期間に対する基本給および諸手当または月額給与は支給しない。

(特別休暇等の賃金)

第9条 規則第11条で定める年次有給休暇、第12条で定める特別休暇等についてはこれを出勤したものとして取り扱い、通常の賃金を支給する。

2. 規則第13条から第17条に定める休暇、対象時間および休業期間については、無給とする。

(時間外勤務手当の計算)

第10条 時間外勤務手当は、次の計算によって支給する。ただし、会社が時間外勤務を命じた場合に限るものとする。

$$\frac{\text{基本給または月額給与}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}$$

2. 前項の定めにかかわらず、一賃金計算期間の時間外勤務時間数と所定休日勤務時間数の合計が60時間を超過した場合は、超過した時間につき次の計算によって支給する。

$$\frac{\text{基本給または月額給与}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.5 \times \text{時間外勤務時間数}$$

(休日勤務手当の計算)

第11条 休日出勤手当は、次の計算によって支給する。ただし、会社が休日出勤を命じた場合に限るものとする。

(1) 法定休日の場合

$$\frac{\text{基本給または月額給与}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日勤務時間数}$$

(2) 所定休日の場合

$$\frac{\text{基本給または月額給与}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{所定休日勤務時間数}$$

2. 前項第2号の場合において、一賃金計算期間の時間外勤務時間数と所定休日勤務時間数の合計が60時間を超過した場合は、超過した時間につき次の計算によって支給する。

$$\frac{\text{基本給または月額給与}}{\text{1ヶ月の平均所定労働時間}} \times 1.5 \times \text{所定休日勤務時間数}$$

(深夜勤務手当の計算)

第12条 深夜勤務手当は、次の計算によって支給する。

$$\frac{\text{基本給または月額給与}}{\text{1ヶ月の所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$$

(適用除外)

第13条 第10条、第11条の規定は労働基準法第41条第2号に該当する管理・監督の地位にある者には適用しない。

第3章 基本給の更改

(基本給の決定)

第14条 基本給は、各人の職務の内容、能力、経験等を考慮のうえ各人ごとに決定する。

(基本給の更改)

第15条 月給者の基本給の更改は、原則として毎年4月1日によりそいネットの業績および個人の勤務成績（能力・成果・勤務態度等）を評価し、更改する。

第4章 諸手当

(通勤手当)

第16条 通勤に要する交通費は、その者が公共交通機関を利用した合理的な通勤経路の1ヶ月分の通勤定期代を支給する。

2. 転居等により乗車区間および乗車期間を変更しようとする場合には、所定の手続を経て承認のあった月から新たな通勤手当を支給する。

3. 入退職などの理由により支給日数が1ヶ月を下回る場合は、通勤交通費を日割計算した場合と、1ヶ月分の通勤定期代を比較し、金額が少ない方を支給する。

(時間外勤務手当・休日勤務手当・深夜勤務手当)

第17条 業務上の都合により時間外勤務、休日勤務および深夜勤務を行った場合には、第12条から第14条に定める計算式を使って当該手当を算出し支給する。

(臨時に支払われる手当)

第18条 よりそいネットは、前各条の他に、臨時または暫定的に手当を支給することがある。

第5章 月給者の賞与

(月給者の賞与の支給)

第21条 賞与は、当分の間、原則として支給しないこととする。

附 則

(施行日)

本規程は平成29年4月1日より施行する。